

設備設計一級建築士が行う

法適合確認 講習会テキスト

【設備編】

初 版

監修 国土交通省 住宅局建築指導課
発行 一般社団法人 新・建築士制度普及協会

設備設計一級建築士が行う
法 適 合 確 認
【 設 備 編 】

目 次

第Ⅰ編 法適合確認について	1
1. 設備設計一級建築士の関与	2
2. 設備設計一級建築士の関与義務規定の適用開始時期	6
第Ⅱ編 法適合確認Q & A	7
1. 対象建築物・設計行為	8
2. 法適合確認の業務内容・手続等	8
3. その他	12
参考資料1 建築士法第20条の3第2項に定める「設備関係規定」	15
参考資料2 「設備関係規定」に関する法適合確認チェックリスト（例）	21

第 I 編

法適合確認について

第 I 編

法適合確認について

1. 設備設計一級建築士の関与

(1) 設備設計一級建築士の関与が必要となる場合

階数が3以上で床面積の合計が5,000㎡を超える建築物の設備設計について、設備設計一級建築士の関与が必要となる。(建築士法(以下、「士法」という。)第20条の3) 関与とは次のいずれかをいう。

- ①設備設計一級建築士が自ら設備設計を行う。この場合、設備設計一級建築士は、設備設計図書に設備設計一級建築士である旨の表示を行う。
- ②設備設計一級建築士以外の一級建築士が行った設備設計について、設備設計一級建築士が法適合確認(当該設備設計に係る建築物が、設備関係規定※に適合するかどうかの確認)を行う。この場合において、設備設計一級建築士は、当該設備設計に係る建築物が設備関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないときは、当該設備設計図書にその旨を記載し、設備設計一級建築士である旨の表示をして記名及び押印を行う。

※設備関係規定とは、以下の建築基準法(以下、「基準法」という。)の規定及びこれらに基づく命令の規定をいう。

- ・第28条第3項
- ・第28条の2第三号(換気設備に係る部分に限る。)
- ・第32条から第34条まで
- ・第35条(消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備、排煙設備及

び非常用の照明装置に係る部分に限る。)

- ・第36条（消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに煙突及び昇降機の構造に係る部分に限る。)

建築物の増築、改築、大規模の修繕・大規模の模様替（以下「増改築等」という。）を行う場合にあっては、階数が3以上で床面積の合計が5,000㎡を超える規模の増改築等を行う際に、設備設計を行った場合には、設備設計一級建築士の関与が必要となる。いわゆる改修工事で増改築等に該当しないものに係る設計については、設備設計一級建築士の関与は不要である。

設備設計一級建築士の関与が必要となる建築物の計画について、設備設計一級建築士の関与が行われていない場合、建築主事は建築確認の申請を受理することができない（基準法第6条第3項）。

（2）「設備設計」の考え方

士法上、「設備設計」とは、設備設計図書（基準法第2条第3号に規定する建築設備の各階平面図及び構造詳細図その他の建築設備に関する設計図書で国土交通省令で定めるもの）の設計（その者の責任において設計図書を作成すること）をいい（士法第2条第6項）、設備設計図書の内容は、建築士法施行規則（以下、「士法施行規則」という。）第1条第2項において、以下のとおり規定されている。

【設備設計図書】

設備設計一級建築士の関与が必要となる建築物	設備設計図書	備考
階数が3以上で床面積の合計が5,000㎡を超える建築物	基準法施行規則第1条の3第4項の表1の各項の（い）欄に掲げる建築設備の区分に応じそれぞれ当該各項の（ろ）欄に掲げる図書のうち、設備関係規定が適用される建築設備に係るもの	設備関係規定が適用される建築設備に関し、建築確認申請時に提出を行う図書

(3) 法適合確認の手順

設備設計一級建築士の関与の対象となる建築物について、設備設計一級建築士が自ら設備設計を行った場合には、一級建築士として行う記名・押印のほかに、設備設計一級建築士である旨の表示を行わなければならない（士法第20条の3第1項）。

設備設計一級建築士以外の一級建築士が、設備設計一級建築士の関与の対象となる建築物の設備設計を行った場合は、設備設計一級建築士に法適合確認を求めなければならない。この場合において、設備設計一級建築士は、当該設備設計図書に設備関係規定に適合することを確認した旨又は適合することを確認できない旨を記載し、設備設計一級建築士である旨の表示をして記名・押印を行わなければならない。

具体的には、設備設計を行った一級建築士は、作成した設備設計図書を含め、下記の図書及び書類を設備設計一級建築士に提出する。提出を受けた設備設計一級建築士は、これらの図書を審査することにより、当該設備設計に係る建築物が設備関係規定に適合するかを確認する。（士法第20条の3第2項、士法施行規則第17条の17の3第1項）。

【法適合確認を求める際に設備設計一級建築士に提出を行う図書】

- | |
|--|
| <p>①設備設計図書（法適合確認を行った設備設計一級建築士が記名・押印を行う。）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 建築基準法施行規則第1条の3第4項の表1の各項の（い）欄に掲げる建築設備の区分に応じそれぞれ当該各項の（ろ）欄に掲げる図書のうち、設備関係規定が適用される建築設備に係るもの（前記（2）の表参照） <p>②審査のための図書・書類（法適合確認を行った設備設計一級建築士が記名・押印を行う必要はない。）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 建築基準法施行規則第2条の2第1項の表に掲げる図書・ 建築基準法施行規則第1条の3第4項の表2の各項の（い）欄に掲げる建築設備の区分に応じそれぞれ当該各項の（ろ）欄に掲げる書類（設備関係規定に係るものに限る。） |
|--|

設備設計一級建築士は、当該設備設計に係る建築物が設備関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないときは、当該設備設計図書にその旨を記載し、設備設計一級建築士である旨の表示をして記名及び押印を行わなければならない（士法第20条の3第3項）。

（4）法適合確認を行った設備設計一級建築士の基準法・士法上の責任

法適合確認を行う設備設計一級建築士は、原則として、その設備設計について、当該確認を行う範囲内において、基準法上の設計者としての責任を負うこととなる（基準法第2条第十七号）。

具体的には、基準法に基づく以下のような規定の適用対象となり得る。

- ・法適合確認に係る建築物が違反建築物であるとして特定行政庁が是正命令などを行った場合、その氏名などを国土交通大臣に通知される（基準法第9条の3）。
- ・法適合確認に係る建築物に関し、特定行政庁による報告聴取などの対象となる（基準法第12条第5項及び第6項）。
- ・法適合確認に係る建築物が違反建築物である場合、罰則の対象となる（基準法第98条）。

また、法適合確認は士法に基づく建築士の業務の一部であり、法適合確認を行った設備設計一級建築士は、建築士として士法の規定の適用の対象となる。

（5）設備設計図書の変更の場合

建築士が作成した設計図書の一部を変更した場合には、建築士は当該変更後にその設計図書に再度記名・押印を要するが、設備設計一級建築士の関与が必要となる建築物について、設備設計一級建築士の関与の下に設備設計が行われた後に設備設計図書が変更された場合は、再度設備設計一級建築士の関与が必要となる（士法第20条の3）。

この場合の法適合確認については、上記（3）の図書及び書類のうち、変更に係るものの審査により行うこととなる（士法施行規則第17条の17の3第2項）。

2. 設備設計一級建築士の関与義務規定の適用開始時期

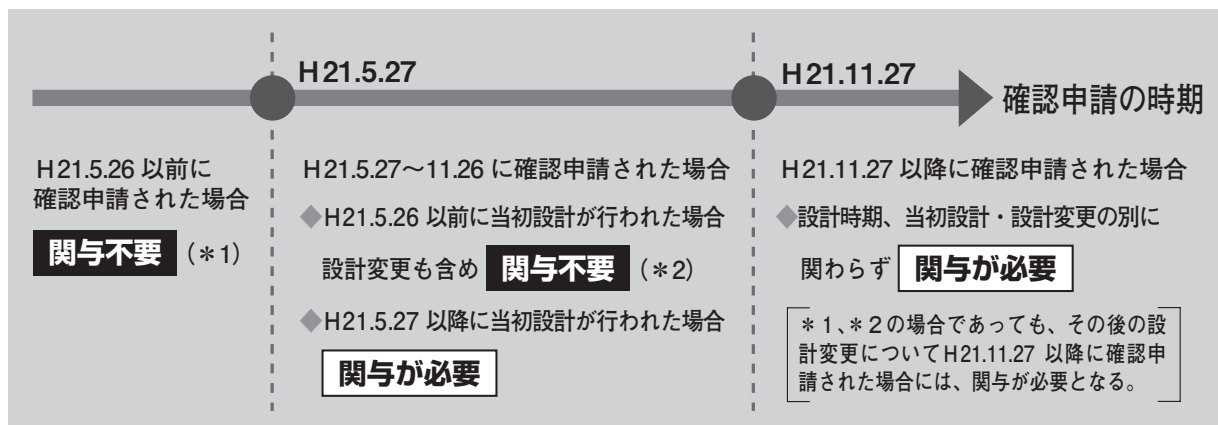
平成21年5月27日以降に設備設計一級建築士の関与の対象となる建築物の設備設計を行った場合、設備設計一級建築士の関与が義務付けられ、設備設計一級建築士の関与がない場合には、建築確認の申請は受理されず、工事の着工も禁止される（基準法第5条の4第3項、第6条第3項）。

ただし、平成21年5月26日以前に行った設備設計による建築物の計画については、平成21年11月26日までの間は、当該規定は適用されないこととされている（建築士法等の一部を改正する法律附則第4条）。平成21年5月26日以前に行われた設備設計について、平成21年11月26日までに設計の変更を行った場合についても同様である。

なお、「平成21年5月26日以前に行った設計」とは、同日までに設計者が設計図書を作成し、当該図書に記名・押印を行うことにより設計が完了されたものを指す。

上記の経過措置の適用を受けようとする場合、確認申請書第2面の備考欄に、設計を終えた日付を記入し、経過措置の対象であることを明記する必要がある。

【適用開始日・経過措置期間の考え方】



第Ⅱ編

法適合確認Q&A

第Ⅱ編

法適合確認Q & A

1. 対象建築物・設計行為

Q1 増築、改築、大規模の修繕・大規模の模様替（以下、「増改築等」という。）の場合に、設備設計一級建築士の関与が義務付けられるのはどのような場合ですか。

A 階数が3以上で床面積の合計が5,000㎡を超える規模の増築、改築、大規模の修繕・大規模の模様替に係る設備設計を行った場合には、設備設計一級建築士の関与が必要となります。

Q2 増改築等について設備設計一級建築士が関与する場合、関与が義務付けられるのは増築等を行う部分のみでよいのでしょうか。既存部分も含めて設備設計一級建築士の関与が必要となるのでしょうか。

A 設備設計一級建築士の関与が必要となる増築等を行う場合、一体のものとして設備設計が行われる範囲について関与する必要があります。例えば、増築と同時に既存部分の設備改修を行い、全体の設備を一体化する場合には、この全体の設備設計について設備設計一級建築士の関与が必要となります。

2. 法適合確認の業務内容・手続等

Q3 法適合確認の具体的な方法は定められているのでしょうか。

A 設計の方法が各々の設計者に委ねられているのと同様に、法適合確認の具体的な方法も各々の設備設計一級建築士に委ねられています。

Q4 設計図書の不整合についても法適合確認で見る義務がありますか。

A 設備設計一級建築士は、設備設計図書の範囲において図書間の整合も含め、法適合性を確認することとなりますが、設計図書間の整合性を確保することは、一義的には設計者の責任において行われるべきものです。

Q5 法適合確認において、建築設備に関する規定は全て確認の対象となりますか。

A 法適合確認の対象は建築士法第20条の3第2項に規定される設備関係規定（本文P.2下段※記載。以下同じ。）及びこれらの規定に基づく命令の規定であり、これに含まれない建築設備に関する規定は対象とはなりません。

Q6 法適合確認において、条例・指導要綱は確認の対象となりますか。

A 法適合確認の対象は建築士法第20条の3第2項に規定される建築基準法の規定及びこれらの規定に基づく命令の規定であり、条例・指導要綱は含まれません。

Q7 法適合確認において、建築基準法以外の法令は確認の対象となりますか。

A 法適合確認の対象は建築士法第20条の3第2項に規定される建築基準法の規定及びこれらの規定に基づく命令の規定であり、原則として建築基準法以外の法令は含まれません。

ただし、電気設備に関する法令は、建築基準法第32条の規定により、法適合確認の対象となります。

Q8 設備設計一級建築士の関与が必要な建築物の設備設計を、設備設計一級建築士が自ら行った場合にも法適合確認は必要ですか。

A 法適合確認は不要です。なお、設備設計一級建築士の関与の対象となる建築物

について、設備設計一級建築士が自ら設備設計を行った場合には、一級建築士として行う記名・押印のほかに、設備設計一級建築士である旨の表示を行う必要があります。

Q9 設計図書に「法適合確認」を行った設備設計一級建築士の記名・押印が必要になりますか。

A 設備設計一級建築士以外の一級建築士が、設備設計一級建築士の関与の対象となる建築物の設備設計を行った場合は、設備設計一級建築士に法適合確認を求めなければなりません。この場合において、設備設計一級建築士は、当該設備設計に係る建築物が設備関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないときは、当該設備設計図書にその旨を記載し、設備設計一級建築士である旨の表示をして記名・押印を行う必要があります。

Q10 法適合確認の過程で、不適合箇所を発見したなど、設備関係規定に適合することが確認できない場合は、どのようにすればよいでしょうか。

A 法適合確認を行った設備設計図書が設備関係規定に適合することを確認できないときは、当該設備設計図書にその旨を記載するとともに、設備設計一級建築士である旨の表示をして記名・押印をすることとなります。

Q11 建築確認において、建築主事の見解と法適合確認を行った設備設計一級建築士の見解が異なった場合にはどのような扱いになりますか。

A 建築主事と設計者の関係と同様に、建築主事の判断によることとなります。

Q12 法適合確認の過程で、設備設計一級建築士が設計内容の変更を提案したり、助言することは、法適合確認の業務に含まれるのでしょうか。

A 「法適合確認」に、提案・助言を行うことは含まれません。

Q13 法適合確認が行われた設備設計図書の一部を変更し、当該変更に係る設計行為を行った一級建築士が記名・押印を行った場合には、再度法適合確認が必要となりますか。

A 設備設計一級建築士以外の一級建築士が、法適合確認が行われた設備設計図書の一部を変更し、当該設計変更に係る記名・押印を行った場合には、当該変更に係る部分について再度法適合確認が必要となります。

設備設計一級建築士が、法適合確認が行われた設備設計図書の一部を変更した場合には、再度法適合確認を行うことは不要ですが、当該設備設計一級建築士は一級建築士としての記名・押印のほかに、設備設計一級建築士である旨の表示を設備設計図書に行う必要があります。

Q14 設備設計図書を変更した場合に再度法適合確認を行う設備設計一級建築士は、最初の法適合確認を行った者と異なってもよいでしょうか。

A 問題ありません。

Q15 法適合確認を行った設備設計一級建築士は、建築基準法・建築士法上どのような責任を負うこととなりますか。

A 法適合確認を行った設備設計一級建築士は、原則として、その設備設計について、当該確認を行う範囲内において、建築基準法上の設計者としての責任を負うこととなります。また、法適合確認は建築士法に基づく建築士の業務の一部であり、法適合確認を行った設備設計一級建築士は、建築士として建築士法の規定の適用の対象となります。

Q16 法適合確認について、設備の分野ごとに複数の設備設計一級建築士に依頼することは可能ですか。

A 設備設計図書を分割して、複数の設備設計一級建築士に法適合確認を依頼することは可能です。この場合、法適合確認を行った設備設計一級建築士は、自身

が法適合確認を行った範囲を明確にした上で、設備設計一級建築士である旨の表示をして記名・押印を行うことが必要です。

Q17 法適合確認を行う際に、設備設計一級建築士が建築設備士に意見を聴くことは可能ですか。

A 設備設計一級建築士が法適合確認を行う際に、専門分野の補完等の観点から建築設備士の意見を聴くことは、望ましいものであると考えられます。

3. その他

Q18 関与の対象となる建築物であるにもかかわらず、設備設計一級建築士が関与しなかった場合はどうなりますか。

A 当該建築物に係る建築確認申請については、建築主事等は申請を受理しません。

Q19 関与の対象となる建築物については、設備設計のみならず、工事監理においても、設備設計一級建築士の関与が必要なのでしょうか。

A 工事監理においては、設備設計一級建築士の関与は不要です。

Q20 建築基準法の規定が準用される工作物について、設備設計一級建築士は関与する必要がありますか。

A 建築基準法第88条の規定により建築物に関する規定が準用される工作物については、設備設計一級建築士の関与は不要です。

Q21 設備設計一級建築士が法適合確認のみを業務として行う場合は、建築士事務所の登録は必要ですか。

A 建築士法第21条において、設備設計一級建築士による法適合確認は「設計」に含まれることとされており、これは、建築士事務所の登録が必要となる場合を定めた同法第23条における「設計」についても同様です。すなわち、設備設

計一級建築士又はこれを使用する者は、「他人の求めに応じ報酬を得て」法適合確認を「業として」行おうとするときは、建築士事務所の登録を受けることが必要となります。

Q22 法適合確認を行う建築士を重要事項説明書に記載する必要がありますか。

A 法定事項ではありませんが、重要事項説明書に記載を行うことは可能です。法適合確認を行う設備設計一級建築士が業務開始後に決定する場合には、説明を行う段階で想定される委託先を記載し、決定次第建築主に対して通知することが考えられます。

参考資料 1

建築士法第20条の3第2項に定める
「設備関係規定」

参考資料 1

建築士法第20条の3第2項に定める 「設備関係規定」

参考資料 1 建築士法第 20 条の 3 第 2 項に定める「設備関係規定」

(平成 21 年 4 月 1 日現在の法令による)

建築基準法	建築基準法施行令等 (法令名称なしは建築基準法施行令を示す。)	建設 (国土交通) 大臣告示等
建築基準法第 28 条第 3 項 (居室の採光及び換気)	第 20 条の 2 (換気設備の技術的基準) 第 129 条の 2 の 6 (換気設備) 第 20 条の 3 (火を使用する室に設けなければならない換気設備等)	昭和 45 年建設省告示第 1826 号 (換気設備の構造方法を定める件) 昭和 45 年建設省告示第 1832 号 (中央管理方式の空気調和設備の構造方法を定める件) 昭和 45 年建設省告示第 1826 号 (換気設備の構造方法を定める件)
建築基準法第 28 条の 2 第三号 (換気設備に係る部分に限る。) (石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置)	第 20 条の 8 (居室を有する建築物の換気設備についてのホルムアルデヒドに関する技術的基準) 第 129 条の 2 の 6 第 2 項 (換気設備) 第 129 条の 2 の 6 第 3 項 (換気設備) 第 20 条の 9 (居室を有する建築物のホルムアルデヒドに関する技術的基準の特例)	平成 15 年国土交通省告示第 273 号 (ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる居室の構造方法を定める件) 平成 15 年国土交通省告示第 274 号 (ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる換気設備の構造方法を定める件) 昭和 45 年建設省告示第 1832 号 (中央管理方式の空気調和設備の構造方法を定める件)
建築基準法第 32 条 (電気設備)	法律又はこれに基づく命令の規定で電気工作物に係る建築物の安全及び防火に関するもの	—
建築基準法第 33 条 (避雷設備) ※第 36 条参照	—	—
建築基準法第 34 条 (昇降機) ※第 36 条参照	第 129 条の 13 の 2 (非常用の昇降機の設置を要しない建築物)	昭和 48 年建設省告示第 2563 号 (防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件)

建築基準法	建築基準法施行令等 (法令名称なしは建築基準法施行令を示す。)	建設 (国土交通) 大臣告示等
建築基準法第 35 条 (消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備、排煙設備及び非常用の照明装置に係る部分に限る。)	第 126 条の 2 (排煙設備の設置) 第 126 条の 3 (排煙設備の構造)	昭和 48 年建設省告示第 2564 号 (防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を定める件) 平成 12 年建設省告示第 1436 号 (火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分定める件) 昭和 45 年建設省告示第 1829 号 (火災時に生ずる煙を有効に排出することができざる排煙設備の構造方法を定める件) 平成 12 年建設省告示第 1437 号 (通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができざる特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件)
建築基準法第 36 条 (消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに煙突及び昇降機の構造に係る部分に限る。)	第 126 条の 4 (非常用の照明装置の設置) 第 126 条の 5 (非常用の照明装置の構造) 第 115 条 (建築物に設ける煙突)	平成 12 年建設省告示第 1411 号 (非常用の照明装置を設けることを要しない避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものを定める件) 昭和 45 年建設省告示第 1830 号 (非常用の照明装置の構造方法を定める件) 昭和 56 年建設省告示第 1098 号 (建築基準法施行令第 115 条第 1 項第一号から第三号までの規定を適用しないことにつき防火上支障がない煙突の基準を定める件) 昭和 56 年建設省告示第 1112 号 (ボイラーの燃料消費量、煙道接続口の中心から頂部までの高さの基準等) 平成 16 年国土交通省告示第 1168 号 (煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させない煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分の構造方法を定める件)
建築基準法第 129 条の 2 の 5 (給水、排水その他の配管設備の設置及び構造)	第 129 条の 2 の 5 (給水、排水その他の配管設備の設置及び構造)	昭和 50 年建設省告示第 1597 号 (建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件) 昭和 56 年建設省告示第 1099 号 (3 階以上の階を共同住宅の用途に供する建築物の住戸に設けるガスの配管設備の基準) 平成 12 年建設省告示第 1390 号 (建築物に設ける飲料水の配管設備の構造方法を定める件) 平成 12 年建設省告示第 1412 号 (建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道及びダストシュート、メールシュート、リネンシュートその他これらに類するものの設置に関して防火上支障がない部分を定める件)

建築基準法	建築基準法施行令等 (法令名称なしは建築基準法施行令を示す。)	建設 (国土交通) 大臣告示等
(前)に続く)	(前)に続く)	平成 12 年建設省告示第 1422 号 (準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める件) 平成 17 年国土交通省告示第 570 号 (昇降機の昇降路内に設けることができる配管設備の構造方法を定める件) 昭和 45 年建設省告示第 1832 号 (中央管理方式の空気調和設備の構造方法を定める件) 昭和 40 年建設省告示第 3411 号 (地階を除く階数が 1 以上である建築物の屋上に設ける冷却塔設備の防火上支障のない構造方法、建築物の他の部分までの距離及び建築物の他の部分の温度を定める件) 平成 12 年建設省告示第 1413 号 (特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーター)の構造方法を定める件) 平成 12 年建設省告示第 1414 号 (エレベーター強度検証法の対象となるエレベーター、エレベーター強度検証法及び屋外に設けるエレベーターに関する構造計算の基準を定める件) 平成 12 年建設省告示第 1415 号 (用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターの積載荷重を定める件) 平成 12 年建設省告示第 1416 号 (防火上支障のないエレベーターのたご及び昇降路並びに小荷物専用昇降機の昇降路を定める件) 平成 12 年建設省告示第 1416 号 (防火上支障のないエレベーターのたご及び昇降路並びに小荷物専用昇降機の昇降路を定める件) 平成 12 年建設省告示第 1429 号 (エレベーターの制御器の構造方法を定める件) — 平成 12 年建設省告示第 1423 号 (エレベーターの制動装置の構造方法を定める件) —
第 129 条の 2 の 6 (換気設備)	第 129 条の 2 の 6 (換気設備)	—
第 129 条の 2 の 7 (冷却塔設備)	第 129 条の 2 の 7 (冷却塔設備)	—
第 129 条の 3 (昇降機の適用の範囲)	第 129 条の 3 (昇降機の適用の範囲)	—
第 129 条の 4 (エレベーターの構造上主要な部分)	第 129 条の 4 (エレベーターの構造上主要な部分)	—
第 129 条の 5 (エレベーターの荷重)	第 129 条の 5 (エレベーターの荷重)	—
第 129 条の 6 (エレベーターのたごの構造)	第 129 条の 6 (エレベーターのたごの構造)	—
第 129 条の 7 (エレベーターの昇降路の構造)	第 129 条の 7 (エレベーターの昇降路の構造)	—
第 129 条の 8 (エレベーターの駆動装置及び制御器)	第 129 条の 8 (エレベーターの駆動装置及び制御器)	—
第 129 条の 9 (エレベーターの機械室)	第 129 条の 9 (エレベーターの機械室)	—
第 129 条の 10 (エレベーターの安全装置)	第 129 条の 10 (エレベーターの安全装置)	—
第 129 条の 11 (適用の除外)	第 129 条の 11 (適用の除外)	—

建築基準法 (前に続く)	建築基準法施行令等 (法令名称なしは建築基準法施行令を示す。)	建設 (国土交通) 大臣告示等
	第 129 条の 12 (エスカレーターの構造)	平成 12 年建設省告示第 1417 号 (通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた階段の定格速度を定める件) 平成 12 年建設省告示第 1418 号 (エスカレーター強度検証法の対象となるエスカレーター及びエスカレーターの強度検証法を定める件) 平成 12 年建設省告示第 1424 号 (エスカレーターの制動装置の構造方法を定める件)
	第 129 条の 13 (小荷物専用昇降機の構造)	平成 12 年建設省告示第 1416 号 (防火上支障のないエレベーターのかご及び昇降路並びに小荷物専用昇降機の昇降路を定める件)
	第 129 条の 13 の 3 (非常用の昇降機の設置及び構造)	昭和 45 年建設省告示第 1833 号 (非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける外気に向かって開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件) 昭和 46 年建設省告示第 112 号 (非常用エレベーターのかご及びその出入口の寸法並びにかごの積載荷重の数値を定める日本工業規格を指定) 平成 12 年建設省告示第 1428 号 (非常用エレベーターの機能を確保するために必要な構造方法を定める件)
	第 129 条の 14 (避雷設備の設置) 第 129 条の 15 (避雷設備の構造)	平成 12 年建設省告示第 1425 号 (雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法を定める件)

参考資料 2

「設備関係規定」に関する 法適合確認チェックリスト（例）

参考資料2

「設備関係規定」に関する 法適合確認チェックリスト(例)

[チェックリストについて]

- ・ 設備設計一級建築士以外の一級建築士が設備設計を行い、設備設計一級建築士が法適合確認を行う際の参考として、設備関係規定の設備設計図書とこれに明示すべき事項に係るチェックリストを例示したものである。

[記入欄の活用方法について]

- ・ 記入欄については、
 - ① 設計者（設備設計を行った設備設計一級建築士以外の一級建築士）のチェック欄（記入欄1）
 - ② 法適合確認を行う設備設計一級建築士のチェック欄（記入欄2）
 - ③ 法適合確認を行う際に意見を述べた建築設備士のチェック欄（記入欄3）として使用することを想定し、3つの記入欄を設けているが、個別の事案に即して欄を拡充するなど、適宜、加工して使用することが考えられる。

I. 建築基準法第28条第3項

設備関係規定及び 該当建築設備	図書の種類	明示すべき事項	記入欄記入欄記入欄		
			1	2	3
法第28条第2項から第4項までの規定が適用される換気設備	各階平面図	居室に設ける換気のための窓その他の開口部の位置及び面積 給気機又は給気口の位置 排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置 かまど、こんろその他設備器具の位置、種別及び発熱量 火を使用する室に関する換気経路 中央管理室の位置 二面以上の断面図 給気機又は給気口の位置 排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置 換気設備の有効換気量 中央管理方式の空気調和設備の有効換気量 火を使用する設備又は器具の近くの排気フードの材料の種類 給気口及び排気口の有効開口面積又は給気筒の有効断面積及びその算出方法 排気口の有効開口面積又は排気筒の有効断面積及びその算出方法 煙突の有効断面積及びその算出方法 給気口の中心から排気筒の頂部の外気に開放された部分の中心までの高さ			

II. 建築基準法第28条の2第3号（換気設備に係る部分に限る。）

設備関係規定及び 該当建築設備	図書の種類	明示すべき事項	記入欄記入欄記入欄		
			1	2	3
法第28条の2第3号の規定が適用される換気設備	各階平面図	中央管理室の位置 令第20条の7第1項第二号の表及び令第20条の8第2項に規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようヒドの発散に必要な換気を確保することができ居る居室の構造方法 令第20条の7第1項第二号の表及び令第20条の8第2項に規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようヒドの発散に必要な換気を確保することができ居る居室の構造方法 令第20条の8第1項第一号イ(3)、ロ(3)及びハに規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようヒドの発散に必要な換気を確保することができ居る居室の構造方法			
換気設備の構造 詳細図	換気設備の構造 詳細図	給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法 換気経路の全圧力損失（直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。）及びその算出方法			

III. 建築基準法第32条

設備関係規定及び 該当建築設備	図書の種類	明示すべき事項	記入欄記入欄記入欄		
			1	2	3
法第32条の規定が適用される電気設備	各階平面図	常用の電源及び予備電源の種類及び位置 非常用の照明装置及び予備電源を有する照明設備の位置 受電設備の電気配線の状況 常用の電源及び予備電源の種類及び構造 予備電源に係る負荷機器の電気配線の状況 予備電源の容量及びその算出方法 ガス漏れを検知し、警報する設備（以下「ガス漏れ警報設備」という。）に係る電気配線の構造			
換気設備	電気設備の構造 詳細図	受電設備の電気配線の状況 常用の電源及び予備電源の種類及び構造 予備電源に係る負荷機器の電気配線の状況 予備電源の容量及びその算出方法 ガス漏れを検知し、警報する設備（以下「ガス漏れ警報設備」という。）に係る電気配線の構造			

IV. 建築基準法第33条

設備関係規定及び 該当建築設備	図書の種類	明示すべき事項	記入欄記入欄記入欄		
			1	2	3
法第33条の規定が適用される避雷設備	付近見取図 2面以上の立面 図 小屋伏図 避雷設備の構造 詳細図	建築物の周囲の状況 建築物の高さが20mを超える部分 雷撃から保護される範囲 受雷部システムの配置 受雷部システムの配置 雨水等により腐食のおそれのある避雷設備 の部分 日本工業規格 A 4201—1992 又は日本工業 規格 A 4201—2003 の別 受雷部システム及び引下げ導線の位置及び 構造 接地極の位置及び構造 腐食しにくい材料を用い、又は有効な腐食 防止のための措置を講じた避雷設備の部分 材料表			

VI. 建築基準法第35条

(消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備、排煙設備及び非常用の照明装置に係る部分に限る。)

設備関係規定及び 該当建築設備	図書の種類	明示すべき事項	記入欄記入欄記入欄		
			1	2	3
法第35条の規定が適用される建築設備	各階平面図	排煙の方法及び火災が発生した場合に避難 上支障のある高さまで煙又はガスの降下が 生じない建築物の部分 令第116条の2第1項第二号に該当する窓 その他の開口部の位置 防火区画及び令第126条の2第1項に規定 する防煙壁による区画の位置 排煙口の位置 排煙風道の配置 排煙口に設ける手動開放装置の使用方法を 表示する位置 排煙口の開口面積又は排煙機の位置 法第34条第2項に規定する建築物又は各 構えの床面積が1,000m ² を超える地下街に 設ける排煙設備の制御及び作動状態の監視 を行うことができる中央管理室の位置 予備電源の位置 不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備の位 置 給気口を設けた付室(以下「給気室」とい う。)及び直通階段の位置 給気口から給気室に通ずる建築物の部分に 設ける開口部(排煙口を除く。)に設ける 戸の構造 防火区画及び令第126条の2第1項に規定 する防煙壁による区画の面積の求積に必要 な建築物の各部分の寸法及び算式 排煙口に設ける手動開放装置の位置 排煙口及び当該排煙口に係る防煙区画部分 に設けられた防煙壁の位置 給気口の位置 給気口の開口面積及び給気室の開口部の開 口面積			
	床面積求積図				
	2面以上の断面 図				

V. 建築基準法第34条

設備関係規定及び 該当建築設備	図書の種類	明示すべき事項	記入欄記入欄記入欄		
			1	2	3
法第34条第1項の規定 が適用される昇降機	各階平面図 昇降機の構造詳 細図	昇降機の昇降路の周壁及び開口部の位置 昇降機の昇降路の周壁及び開口部の構造			
法第34条第2項の規定 が適用される非常用の 昇降機	各階平面図	非常用の昇降機の位置			

Ⅷ-1. 建築基準法第36条

(消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに煙突の構造関係)

設備関係規定及び 該当建築設備 (前に続く) (前に続く)	図書の種類	明示すべき事項	記入欄記入欄記入欄		
			1	2	3
令第36条 の 規定が適 用される建 築設備	使用建築材料表	建築物の壁及び天井の室内に面する部分の 仕上げに用いる建築材料の種類			
	排煙設備の構造 詳細図	排煙口の構造			
		排煙口に設ける手動開放装置の使用方法			
	排煙風道の構造				
排煙設備の電気配線に用いる配線の種類					
給気室の構造					
排煙機の空気を排出する能力及びその算出 方法					
排煙機の空気を 排出する能力を 算出した際の計 算書					
排煙設備の使用 材料表		排煙設備の給気口の風道に用いる材料の種 別			
令第5章第 4節の規定 が適用され る非常用の 照明装置	各階平面図	照明器具の配置			
	非常用の照明装 置の構造詳細図	非常用の照明装置によつて、床面において 1lx以上の照度を確保することができると 認め 予備電源の位置 照明器具の構造			

設備関係規定及び 該当建築設備 法第36条 の 規定が適 用される建 築設備	図書の種類	明示すべき事項	記入欄記入欄記入欄		
			1	2	3
令第129条 の 規定が適 用される配 管設備	配置図	建築物の外部の給水タンク等の位置			
		配管設備の種類及び配置			
	各階平面図	給水タンク及び貯水タンク (以下「給水タンク等」という。)並びにくみ取便所の便槽、浄化槽、排水管 (給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する管を除く。)、ガンリントンクその他衛生上有害な物の貯留槽又は処理に供する施設までの水平距離 (給水タンク等の底が地盤面下にある場合に限る。)			
		配管設備の種類及び配置			
	2面以上の断面 図	給水管、配水管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置及び構造			
		給水タンク等の位置及び構造			
	配管設備の構造 詳細図	建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける給水タンク等の周辺の状況			
		ガス栓及びガス漏れ警報設備の位置			
	配管設備の構造 詳細図	給水管、配水管その他の管が防火区画等を貫通する部分の構造			
		給水タンク等の位置及び構造			
配管設備の構造 詳細図	建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける給水タンク等の周辺の状況				
	ガス栓及びガス漏れ警報設備の位置				
配管設備の構造 詳細図	配管設備の構造				
	腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のために講じた措置				
配管設備の構造 詳細図	圧力タンク及び給湯設備の安全装置の構造				
	水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部の構造				
配管設備の構造 詳細図	給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置				
	金属製の給水タンク及び貯水タンクに講じたさび止めのための措置				

参考資料2
「設備関係規定」に関する法
適合確認チェックリスト(例)

参考資料2 「設備関係規定」に関する法適合確認チェックリスト(例)

設備関係規定及び 該当建築設備	図書の種類	明示すべき事項	記入欄記入欄記入欄			
			1	2	3	
(前に続く)	(前に続く)	排水のための配管設備の容量及びその算定方法並びに傾斜 配管設備に講じた排水トラップ、通気管等の設置等の措置 配管設備の覆いの有無 飲料水の配管設備に設ける活性炭等の濾材その他これに類するものを内蔵した装置の位置及び構造 給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置 給水タンク等に設けるマンホールの位置及び構造 給水タンク等（圧力タンクを除く。）に設けるオーバーフロー管の位置及び構造 オーバーフロー管から水が逆流するおそれがある場所に設置する給水タンク等の場合は、浸水を容易に覚知することができるよう講じた措置 給水タンク等（圧力タンクを除く。）に設ける通気のための装置の位置及び構造又は給水タンク等（圧力タンクを除く。）の容量 排水槽（排水を一時的に滞留させるための槽をいう。）の構造 排水トラップ及び阻集器の位置及び構造 ガス栓及びガス漏れ警報設備の構造 配管設備の種類、配置及び構造 配管設備の末端の連結先 給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置 給水管の止水弁の位置 排水トラップ、阻集器及び通気管の位置 配管設備に用いている材料の種類 配管設備の使用 材料表 風道の構造詳細 図				
(前に続く)	(前に続く)	令第129条の2の6の規定が適用される換気設備 令第129条の2の7の規定が適用される冷却塔設備	各階平面図 2面以上の断面図 換気設備の構造 詳細図 中央管理方式の空気調和設備の給気機又は排気機又は排気法 換気設備の使用 材料表 各階平面図 2面以上の断面図 冷却塔設備の仕様書 冷却塔設備の使用 材料表	給気口又は給気機の位置 排気口若しくは排気機又は排気筒の位置 給気口又は給気機の位置 排気口若しくは排気機又は排気筒の位置 排気筒の立上り部分及び頂部の構造 給気機の外気取り入れ口、給気口及び排気口並びに排気筒の頂部に設ける雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための設備の構造 直接外気に開放された給気口又は排気口に設ける換気扇の構造 中央管理方式の空気調和設備の空気浄化装置に設ける濾過材、フィルターその他これらに類するものの構造 中央管理方式の空気調和設備の給気機又は排気機又は排気法 換気経路の全圧力損失（直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。）及びその算出方法 風道に用いている材料の種類 冷却塔設備から建築物の他の部分までの距離 冷却塔設備から建築物の他の部分までの距離 冷却塔設備の仕様書 冷却塔設備の使用 材料表		

Ⅶ-2. 建築基準法第36条（昇降機の構造関係）

設備関係規定及び 該当建築設備	図書の種類	明示すべき事項	記入欄記入欄記入欄		
			1	2	3
法第36条の規定が適用される建築設備	各階平面図	エレベーターの機械室に設ける換気上有効な開口部又は換気設備の位置			
		エレベーターの機械室の出入口の構造			
		エレベーターの機械室に通ずる階段の構造			
		エレベーター昇降路の壁又は囲いの全部又は一部を有さない部分の構造			
	床面積求積図	エレベーターの機械室の床面積及び昇降路の水平投影面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式			
	エレベーターの仕様書	乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあっては、エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員			
		昇降行程			
		エレベーターの定格速度			
	エレベーターの構造詳細図	エレベーターの構造			
		エレベーターの構造及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の位置及び構造			
		非常の場合においてかご内の人を安全にかご外に救出することができる開口部の位置及び構造			
		エレベーターの駆動装置及び制御器の位置及び取付方法			
		エレベーターの制御器の構造			
		エレベーターの安全装置の位置及び構造			
		乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあっては、エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置			
	エレベーターの構造及び昇降路及び機械室の断面図	乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあっては、出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかごの床先と昇降路の壁との水平距離			
		エレベーターの昇降路内の突出物の種別、位置及び構造			
		エレベーターの機械室の床面から天井又ははりの下端までの垂直距離			
		エレベーターの機械室に通ずる階段の構造			

設備関係規定及び 該当建築設備	図書の種類	明示すべき事項	記入欄記入欄記入欄		
			1	2	3
(前に続く)	エレベーターの強度検証法による計算書	固定荷重及び積載荷重によつて主要な支持部分等に生ずる力 主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安全装置作動時の各応力度 主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率で除して求めた許容応力度 独立してかごを支え、又は吊ることができ、部分の材料の破壊強度を限界安全率で除して求めた限界の許容応力度			
	エレベーターの荷重を算出した際の計算書	エレベーターの各部の固定荷重 エレベーターのかごの積載荷重及びその算出方法 エレベーターのかごの床面積 エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸（構造上軽微な部分を除く。）に用いる材料の種別 エレベーターの機械室の出入口に用いる材料			
令第129条の3第1項及び第2項並びに第129条の12の規定が適用されるエレベーター	エレベーターの仕様書 エレベーターの構造詳細図	エレベーターの勾配及び揚程 エレベーターの階段の定格速度 通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにするための措置 エレベーターの制動装置の構造 昇降口において階段の昇降を停止させることがのできる装置の構造 エレベーターの階段の構造 エレベーターの階段の両側に設ける手すりの構造 エレベーターの階段の幅及び階段の端から当該階段の端の側にある手すりの上端部及び中心までの水平距離			
	エレベーターの断面図	エレベーターの階段の構造 エレベーターの階段の両側に設ける手すりの構造 エレベーターの階段の幅及び階段の端から当該階段の端の側にある手すりの上端部及び中心までの水平距離			
	エレベーターの強度検証法による計算書	固定荷重及び積載荷重によつて主要な支持部分等に生ずる力 主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安全装置作動時の各応力度			

Ⅶ-3. 建築基準法第36条 (昇降機の構造 (非常用エレベーター関係))

設備関係規定及び 該当建築設備	図書の種類	明示すべき事項	記入欄記入欄
(前に続く)	(前に続く)		1 2 3
(前に続く)	(前に続く)	主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率で除して求めた許容応力度 独立して階段を支え、又は吊ることのできる部分の材料の破壊強度を限界安全率で除して求めた限界の許容応力度	
	エスカレーター の荷重を算出した た際の計算書	エスカレーターの各部の固定荷重 エスカレーターの階段の積載荷重及びその 算出方法 エスカレーターの階段面の水平投影面積	
令第129条 の3第1項 第3号及び 第2項第3 号並びに第 129条の13 の規定が適 用される小 荷物専用昇 降機	各階平面図 小荷物専用昇降 機の構造詳細図	小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及 び出し入れ口の戸の位置 小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及 び出し入れ口の戸の構造 小荷物専用昇降機の安全装置の位置及び構 造 かこの構造	
	小荷物専用昇降 機の使用材料表	小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及 び出し入れ口の戸に用いている材料の種類	

設備関係規定及び 該当建築設備	図書の種類	明示すべき事項	記入欄記入欄
法第36条 の規定が適 用される建 築設備	各階平面図		1 2 3
令第129条 の13の2 及び第129 条の13の 3の規定が 適用される 非常用エレ ベーター	各階平面図	非常用エレベーターの配置 高さ31mを超える建築物の部分の階の用途 非常用エレベーターの乗降ロビーの位置 パルコニー又は外気に向かつて開くことができ る窓若しくは排煙設備の位置 非常用の乗降ロビーの出入口(特別避難階 の階段室に通ずる出入口及び昇降路の出 入口を除く。)に設ける特定防火設備 非常用エレベーターの乗降ロビーの床及び 壁(窓若しくは排煙設備又は出入口を除 く。)の構造 予備電源を有する照明設備の位置 屋内消火栓、連結送水管の放水口、非常コ ンセント設備等の消火設備を設置できる非 常用エレベーターの乗降ロビーの部分 非常用エレベーターの積載量及び最大定員 非常用エレベーターである旨、避難階にお ける避難経路その他避難上必要な事項を明 示した標識を掲示する位置 非常用エレベーターを非常の用に供してい る場合においてその旨を明示することがで きる表示灯その他これに類するものの位置 非常用エレベーターの昇降路の床及び壁 (乗降ロビーに通ずる出入口及び機械室に 通ずる鋼索、電線その他のものの周囲を除 く。)の構造 避難階における非常用エレベーターの昇降 路の出入口又は令第129条の13の3第3 項に規定する構造の乗降ロビーの出入口か ら屋外への出口(道又は道に通ずる幅員 4m以上の通路、空地その他これらに類す るものに接しているものに限る。)の位置	

設備関係規定及び 該当建築設備 (前に続く) (前に続く)	図書の種類	明示すべき事項	記入欄記入欄記入欄		
			1	2	3
(前に続く)	(前に続く)	避難階における非常用エレベーターの昇降路の出入口又は令第129条の13の3第3項に規定する構造の乗降ロビーの出入口から屋外への出口(道又は道に通ずる幅員4m以上の通路、空地その他これらに類するものに接しているものに限る。)の一に至る歩行距離			
	床面積求積図	非常用エレベーターの乗降ロビーの床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式			
	2面以上の断面図	建築物の高さが31mとなる位置			
	エレベーターの仕様書	非常用エレベーターのかごの積載量			
	エレベーターの構造詳細図	非常用エレベーターのかご及びその出入口の寸法			
		非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の位置			
		非常用エレベーターのかご内と中央管理室とを連絡する電話装置の位置			
		非常用エレベーターのかごの戸を開いたままかごを昇降させることができる装置及び予備電源の位置			
	排煙設備の構造詳細図	非常用エレベーターの予備電源の位置			
	エレベーターの使用材料表	令第129条の13の3第3項第二号に規定する排煙設備の構造方法			
		非常用エレベーターの室内に面する部分の仕上げ及び下地に用いる材料の種類			

参考資料2
「設備関係規定」に関する法
適合確認チェックリスト(例)

平成21年度

改正建築士法 講習会

設備設計一級建築士が行う

法適合確認 講習会テキスト

【設備編】

平成21年4月24日発行

監修 国土交通省住宅局 建築指導課

編集 財団法人建築技術教育普及センター

発行 一般社団法人 新・建築士制度普及協会

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂一丁目15番地

神楽坂1丁目ビル6階

TEL : 03-3513-7889 (代表)

<http://www.icas.or.jp/>

Printed in Japan

※本書の一部又は全部を無断で複写、複製、転載あるいは電子媒体等に入力することを禁じます。



一般社団法人 新・建築士制度普及協会について

一般社団法人 新・建築士制度普及協会は、新しい建築士制度の普及等を目的として、平成21年1月に設立された法人です。

● 会 員

(社)日本建築士会連合会

(社)日本建築士事務所協会連合会

(社)日本建築家協会

(財)日本建築防災協会

(社)建築業協会

(社)日本建築構造技術者協会

(社)建築設備技術者協会

(社)日本建築学会

(財)建築技術教育普及センター

(財)建築行政情報センター